

未来をつくる若手・女性研究者のために、 寄付による新しい奨励金をつくりました。



皆さまの思いが詰まった「若手・女性研究者奨励金」で
私立大学と短期大学の研究をもっと支えたい。



日本の国際競争力の向上を担う若手・女性研究者の育成を図るために。

日本私立学校振興・共済事業団では、新たに立ち上げた「若手・女性研究者奨励金」によって、

私立大学・短期大学・高等専門学校の学術研究の振興を図ります。

この奨励金は、個人や企業・団体などの社会一般の皆さまの寄付によって

成り立つ取り組みです。ぜひ、未来をつくる若手・女性研究者のために、

皆さまの思いと共にご協力をお願い申し上げます。

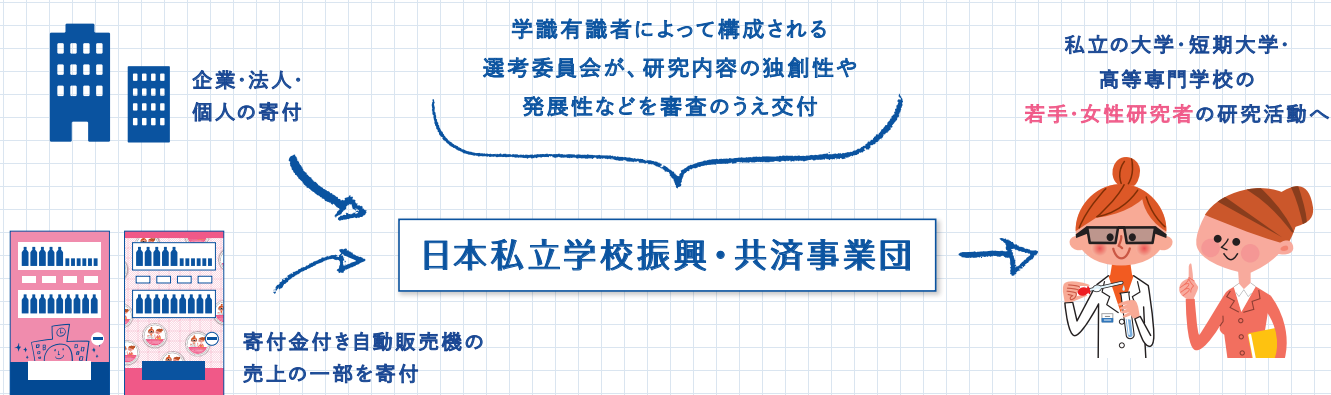
「若手・女性研究者奨励金」とは

日本の国際競争力の向上は若手・女性研究者の育成にかかっています。そのためには、社会全体で支援を行っていく取り組みが必要です。日本私立学校振興・共済事業団では、私立の大学・短期大学・高等専門学校（以下、私立大学等）の若手研究者と女性研究者たちの研究を応援する「若手・女性研究者奨励金」を立ち上げました。この奨励金は、私立大学等に対して若手研究者や女性研究者が取り組む研究課題を公募したうえ、その研究内容の独創性や発展性などを選考委員会によって審査し、交付するものです。

社会一般の皆さまからの寄付金をこの奨励金の財源としています。いただいた寄付金は全額を奨励金に充て、若手・女性研究者の研究活動の充実・向上・活性化に役立てます。



「若手・女性研究者奨励金」への寄付の流れ



若手・女性研究者奨励金に関する詳細はホームページをご覧ください

私学事業団 若手・女性研究者奨励金



「若手・女性研究者奨励金」への寄付金は
特定公益増進法人に対する寄付金として以下の税制上の優遇措置が認められています。

（企業等の場合は一般寄付金の損金算入限度額とは別枠で損金算入されます）

▼特定公益増進法人に対する寄付に係る優遇措置

法人寄付者に係る損金算入（法人税）	【損金算入限度額】 $(\text{資本金} \times 0.375\% + \text{当該年度所得} \times 6.25\%) \times 1/2$
個人寄付者に係る所得控除（所得税）	【所得控除額】 寄付金額（総所得の40％が上限）－2千円

▼お問い合わせ

日本私立学校振興・共済事業団 助成部寄付金課

☎ 03-3230-7317, 7318 ✉ kifukin@shigaku.go.jp

〒102-8145 東京都千代田区富士見1-10-12

<http://www.shigaku.go.jp/>

 日本私立学校振興・共済事業団

日本私立学校振興・共済事業団は
私立学校の発展に貢献している国の機関です